

一般社団法人 富山県作業療法士会 定款施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人富山県作業療法士会定款（以下「定款」という。）を受け、一般社団法人富山県作業療法士会（以下「本会」という。）事業の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2章 正会員

(入会金)

第2条 1. 定款第8条に規定する正会員の入会金は2,000円とする。

(会費)

第3条 定款第8条に規定する会費は、正会員にあっては年額8,000円とする。

(会費の納入期限等)

第4条 会費の納入は、原則として当該年度の3月末日までとするが、当会の円滑な運営を行うことを目的に、次年度に入り6月末日まで猶予を設ける。

2. 当該年度の次年度6月末日までに納入しない場合は、6月末日を以て当会の会員資格を喪失する。なお、救済措置として、在籍した6月末日までに納入せず資格喪失となった場合でも、次年度の3月末日までに会費の納入を行えば、第5条（1）（2）の手続きは踏まずとも、資格復帰することができる。

(会員資格喪失者の再入会手続き)

第5条 会員資格を喪失した者が、再入会を希望する場合は、以下の項目（1）～（3）の手続きを行うことで会員に復帰することができる。

- （1）定款7条1項に規定する入会の手続きを行う。
 - （2）定款施行規則 第2条1項に規定する入会金を支払う。
 - （3）定款施行規則 第3条1項に規定する年会費を支払う。
2. 除名されたものの再入会は認めない。

第3章 賛助会員

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、これを援助するために本会の賛助会員になろうとする個人

又は法人は、定款第6条第2項に基づく申込みを行うために、以下の手続きを経なければならぬ。

- 1 別紙、賛助会員申込書を記入し、県士会事務局へ提出
- 2 理事会にて審査、承認
- 3 理事会の承認を経た個人又は法人は、本会の請求に応じて、第7条に示す会費を支払うこととし、この入金の確認をもって賛助会員の資格を取得するものとする。

(会費)

第7条 賛助会員の会費は、A会員、B会員、C会員に区分し、その各々の金額を次のとおり定める。

- A会員 年額 5万円
- B会員 年額 3万円
- C会員 年額 1万円

2. 賛助会員は、この3区分のいずれでも任意に選択することができ、また当該年度の前年度末までに申し出があれば年度単位で区分を変更することもできるとする。
3. 会費の納入は、新入会時を除き、原則として当該年度の6月末日までとする。

(特典)

第8条 賛助会員である個人又は法人は、次の特典を受けることができる。

- (1) 富山県作業療法士会にて作成している刊行物の送付。
- (2) 本会が発行する学会プログラム集に広告を掲載する場合は、掲載料金につき次の特典を受ける。

- A会員 5割引
- B会員 3割引
- C会員 1割引

(任意退会)

第9条 賛助会員の退会は、定款第9条に準じるものとし、県士会事務局への退会する旨の連絡をすることで、いつでも行える。

(会員資格の喪失)

第10条 在籍した年度の終了日までに当該年度会費の納入がなかった賛助会員は、翌年度の終了日をもって会員資格を喪失する。

第4章 名誉会員

(推薦基準)

第11条 名誉会員候補者は、本会の正会員で、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 通算 40 年以上正会員として作業療法業務に携わっており、推薦年度においても本会の正会員であること

(2) 会長等の本会役員を 10 年以上務めていること

(3) 本会役員として特筆すべき功績を残していること

(4) 原則 70 歳以上であること

(5) 過去に本会の名誉会員への推薦を辞退していないこと

(6) 本会の定める会員の処分の種類に関する規程に基づく処分を受けていないこと

2 前項の他に、本会の正会員以外の学識経験者等で、作業療法の普及又は本会の発展に著しく寄与し、社会的に高い人物評価を得ている者を名誉会員候補者として推薦することができる。

(推薦及び決定の手続き)

第 12 条 名誉会員の推薦及び決定の手続きは、次のとおりとする。

(1) 名誉会員候補者を推薦することができるのは、本会理事とする。

(2) 名誉会員候補者を推薦する理事は、事前に候補者本人の了承を得なければならない。

(3) 名誉会員候補者を推薦する理事は、別記様式に準じて名誉会員候補者の推薦書を作成し、理事会に提出する。

(4) 理事会は、推薦書の提出を受けて審議を行い、定時社員総会への提案を決議する。

(5) 定時社員総会は、理事会からの提案を受けて審議を行い、名誉会員を決議する。

(表彰)

第 13 条 第 3 条の手続きを経て名誉会員に決定した者は、別に定める表彰規程に従い、名誉会員表彰を受けるものとする。

(特典)

第 14 条 名誉会員は、定款第 8 条第 3 項に基づき、総会承認を受けた当年度より会費を支払う義務を負わない。

2. 名誉会員は、総会承認を受けた当年度より富山県作業療法学会の参加費を納めることを要しない。

(規則の変更)

第 15 条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. この規則は、2023年4月1日より施行する。

2. この規則は、2023年9月21日より一部改正し施行する。

3. この規則は、2023年10月19日より一部改正し施行する。